

第6回田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年8月6日(木) 14:00～14:45

2. 開催場所 田村市役所 2階 201会議室

3. 出席者

(1) 委員

田村市総務部 部長 柳田 啓子

田村市産業部 部長 鈴木 淳

田村市農業委員会事務局 局長 遠藤 浩一

株式会社田村バイオマスエナジー 代表取締役 小檜山 良一

株式会社田村バイオマスエナジー 取締役 外崎 貴康

福島さくら農業協同組合 たむら地区本部 営農経済部営農販売課 課長 菅野 勝理

田村市農業委員会 委員 新田 耕司

田村市認定農業者連絡協議会 副会長 猪狩 徳孝

田村木質バイオマス流通協議会 会長 鈴木 金一

田村木質バイオマス流通協議会 副会長 矢吹 盛一(代理出席:菅野 孝)

福島県県中農林事務所 企画部指導調整課 課長 高橋 秀雄

福島県県中農林事務所 森林林業部林業課 課長 古川 成治

(2) オブザーバー

なし

(3) 事務局

田村市産業部農林課 課長 山内 洋志

田村市産業部農林課 課長補佐兼農政係長 蒲生 陽一郎

田村市産業部農林課 主査 佐藤 礼子

田村市産業部農林課 主査 鈴木 美智

田村市産業部商工課 課長 村山 文浩

田村市大越行政局産業建設係 係長 助川 勇造

田村市総務部経営戦略室 主査 伊藤 美善

4. 次第

(1) 協議会の設置について(報告)

(2) 会長及び副会長の選任について

(3) 設備整備計画について(報告)

(4) その他

5. 会議の概要

事務局	本日の会議に当たり、石井清吉委員、柳沼洋一委員、宗像和文委員、秋元勝一委員、松寄光雄委員、佐藤勝義委員、渡辺邦夫委員が欠席とのご報告をいただいております。よって、委員19名中12名の出席につき、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会要綱第7条第1項の規定数である過半数を満たしておりますことから、会議が成立いたしますこと、ご報告いたします。
事務局	1. 開会 開会を宣言。
事務局	2. 委嘱状交付 ＜委嘱状交付＞
産業部長	3. あいさつ ＜市長あいさつ代読＞
委員・事務局	＜各委員、事務局自己紹介＞
農林課長	4. 田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会について (1) 協議会の設置について 【説明要旨】 <ul style="list-style-type: none">・田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき、平成29年に要綱を制定し設置されました。・協議会設置の目的は農山漁村の活性化にあり、「田村市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を柱に、再生可能エネルギーを利用して地域振興を図ることとしています。・協議会は過去5回行われています。第1回協議会は平成29年9月に開催され、基本計画の作成に係る提案が了承されました。第2回協議会は平成29年10月に、第3回協議会は平成29年11月にそれぞれ開催され、木質バイオマス発電事業計画に係る住民説明会の結果報告、及び基本計画骨子（案）が協議されました。第4回協議会はこれを受け、平成30年3月に開催され、基本計画骨子（案）が了承されました。さらに第5回協議会は平成30年7月に開催され、骨子（案）を受けた基本計画（案）をお示しし、これを協議、了承されました。そして、これまでの協議を土台として、平成30年11月に基本計画を制定しました。これが、設備整備計画につながっています。・再生可能エネルギー発電施設の設備と併せて行う、農林漁業の健全な発展に資する取り組みとして、発生する熱を利用した「うなぎの養殖」があります。平成27年に田村市滝根地区に設立されたニューフロンティア株式会社は、阿武隈山系の伏流水を活用したうなぎ養殖に取り組み、福島民報社主催

の第5回ふくしま産業賞特別賞を受賞するまでになりました。養殖うなぎと田村市産米を使った冷凍おむすびは、市を代表する6次化商品となり、漁業を活用した市の新たな産業として注目されています。

- ・「田村市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を定めさせていただいてありますが、1か所誤植がございましたので、ここで訂正をさせていただきます。2ページの表の部分、「5、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項」、表の②におきまして、2行目のところ「農林産物栽培施設（ハウス等）」という文言ですが、こちらにつきましては、うなぎの養殖を含みまず農林漁業の健全な発展に資する設備ということで、カッコの位置が違っております。正しくは、「農林産物栽培施設（ハウス）等」となり、等の前にカッコがくるということで訂正となります。

（2）会長及び副会長の選任について

事務局 会長及び副会長につきましては、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会要綱第4条第2項により互選により選出することとしておりますが、どのような方法で選出したらよいかお諮りをいたします。

委員 事務局案でお願いします。

事務局 事務局案というご発言がありましたので、事務局案を申し上げます。会長に新田耕司委員、副会長に鈴木淳委員を提案したいと考えております。

委員 （異議なし）

事務局 それでは新田耕司委員を会長に、鈴木淳委員を副会長に選任させていただきます。

<新田会長が議長席に移動>

<会長あいさつ>

5. 議事

（1）設備整備計画について

会長 設備整備計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【説明要旨】

- ・設備整備計画に至る前に、資料1「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」であります。こちらは平成30年11月に制定をされまして、この基本計画に基づいて設備整備計画ができてきているという流れになります。資料1についての細かい説明は省かせていただきます。
- ・資料2ですが、設備整備計画が提出されまして、それに対して田村市が福島

県へ協議をしました。そして3月11日に福島県から認定になったという文書の写しになります。

- 資料3をご覧ください。こちらが田村バイオマスエナジー様から提出されました、「設備整備計画に係る認定申請書」の写しになります。実際の申請書は2～3cmある、かなり分厚い申請書になっておりましたが、その中で、前半の5ページ、計画書部分について、皆さまにご報告いたします。
- 設備整備計画になりますが、「1、申請者の概要」として、株式会社田村バイオマスエナジー様になります。住所以下は、記載のあるとおりとなります。
- 「2、再生可能エネルギー発電設備の整備の内容」ですが、「(1)の①再生可能エネルギー発電設備」にあるように、発電設備の種類としまして「木質バイオマス発電」、出力としては6950kW、年間発電量以下は記載のあるとおりとなります。
- 「②附属設備」ですが、下大越に開閉所を設置するという計画になっておりましたが、建築面積は231㎡、土地の所在以下は、記載のあるとおりとなります。
- 「(2)再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間」ですが、平成31年4月1日から令和2年12月31日までとなります。
- 「(3)再生可能エネルギー発電設備の使用期間」ですが、令和3年1月1日から令和22年12月31日までとなります。
- 「(4)再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先」ですが、平成29年3月10日付け認定の経済産業省28東北エネ再設第642号によりまして、東北電力株式会社となります。接続契約締結日以下は、記載のあるとおりとなります。
- 「3、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容」としまして、「(1)農林漁業の健全な発展に資する取組の内容」というところを読み上げます。「地域内に賦存する未利用材(チップ)を納入業者から長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐材の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業の活性化及び森林資源の有効活用に寄与する取組を実施。また、木質バイオマス発電設備で併産される熱を利用した「うなぎ養殖」を開始し、生産コストで一番比率の高い燃料費削減や燃料高騰の影響を受けにくい漁業経営の構造の転換に資する取組を実施する。この取組は、ニューフロンティア株式会社が実施主体となり、補助事業等を活用しつつ施設を整備し、令和3年度からうなぎの養殖での生産・出荷を目指す。施設は発電施設内に建設し、土地を株式会社田村バイオマスエナジーから借り受けて事業を実施。また、株式会社田村バイオマスエナジーは、ニューフロンティア株式会社に対して温排水を供給する」となっております。
- 「(2)農林漁業関連施設の整備の内容等」の①ですが、新設として「養殖場(うなぎ)」、建築面積は720㎡、土地の所在以下は記載のあるとおりとな

ります。

- ・「②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要」としては、ニューフロンティア株式会社、代表取締役秋元眞樹様、住所以下は記載のあるとおりとなります。
- ・「③農林漁業関連施設の整備を行う期間」としては、令和3年4月1日から令和3年10月31日までとなります。
- ・以下、4番以降につきましては説明を割愛させていただきます。
- ・資料4は図面になります。1枚目の図面が株式会社田村バイオマスエナジー様の発電所になります。田村市大越町の産業団地中に入りますようになりますが、そちらの場所の位置図になります。2枚目の図面ですが、田村バイオマスエナジー発電所から、地図上でいいますと左上方向、下大越地区へ送電線が地中を伝って開閉所まで伸びているという図面になります。地図でいうところの上側が北でございます。3枚目の図面になりますが、こちらは実際のうなぎの養殖場がどの辺りにできるかという図面になっております。田村バイオマスエナジー発電所から地図でいうと右下の方向に、うなぎの養殖場が建設される予定です。
- ・資料5ですが、実際養殖されたうなぎの案内になります。「あぶくま高原福うなぎ」ということで、ニューフロンティア株式会社様がうなぎを売り出していることがわかる資料になります。説明は以上です。

会長 事務局からの説明について、意見等がありましたらお願いします。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。ただいま説明をさせていただきましたが、補足という形で田村バイオマスエナジー様からもご説明をお願いしたいと思います。

会長 それでは田村バイオマスエナジー様、補足の説明をお願いします。

A委員 (設備整備者) 今般のうなぎの養殖でございますが、ニューフロンティア株式会社様と協議を続けている段階でございますが、まだ正式には決まったわけではございません。現在は、「やっていきましょう」という方向で進めております。

我々発電所の方は熱資源を持っております。全体のエネルギーから見て発電する電気は二十数%というところで、残りの七十数%は無駄に捨てられているというのが現状でございます。うなぎの他にもまだまだ余熱を使う余地はありますので、さらに農業、漁業いろいろな分野で、我々の熱資源を活用していただき、より地域貢献していきたいと思っております。

会長 排熱の利用ですが、実際はどのような方法があるのですか。冷却水の熱交換以外にも有効な方法がありますか。

A委員 (設備整備者) ひとつは、今般バイオマス発電所というのは、燃料となるチップを燃やして水を蒸気にして、蒸気力でタービンを回して電気を起こすという仕組みで

ございます。水が蒸気になったものを、また水に戻すために冷却水を使います。その循環している水というのが40度近くありますので、それを熱交換させるというのがひとつの方法です。

また、何回も循環していると濃縮しますので、処理をして排水するようになります。その排水もだいたい34～35度あります。さらに煙突から出る排ガスですが、170度ぐらいの熱を持っておりまして、いずれもこの3つの熱を熱交換することで、いろいろな熱源として利用できるということでございます。

会長 そのほか皆さまからご質問ございませんか。

B委員 (田村市職員) 今、福うなぎの報告がありましたが、過去の説明会でも同様の報告がありました。それ以外の園芸施設など、現在の段階で田村バイオマスエナジー様に引き合いがあるのか、また、地元雇用の予定はあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

A委員 (設備整備者) 田村市商工課企業誘致係を通して、産業団地の隣の区画に何社かからお声がけをいただいております。協議は何回かさせていただいておりますが、具体的な進展には至っておりません。我々には農業のノウハウがないものですから、どこまでいっても熱源を供給するということになりますが、今後もそのようなお声がけがあれば積極的に熱源が使えるかどうか検討していきたいと考えております。

会長 次に猪狩委員、お願いします。

C委員 (農林業団体) 今回、初めて協議会に参加させていただきました。資料1の「1、方針」の最後の方になりますが、放射線について書いてあります。震災時の風評被害にもありましたが、放射線にはとてもトラウマになっています。それに関して田村バイオマスエナジー様がどのように考えているのかお聞かせいただきたいです。

また、あちこちに発電所建設反対ののぼりや看板が立っています。これについてどうにかしてほしいという話ではありませんが、地域に暮らす人にとっては漠然とした不安があります。こうした不安を取り除いていくような対策や何らかのアプローチがあればお聞かせいただきたいです。

A委員 (設備整備者) 今、地域の方々とは別に協議会^(注)を開かせていただいております。コロナの影響で中断はしていますが、次の協議会^(注)が8月20日に予定されており、代表の方々と協議をする場を設けさせていただいております。そこで、我々の事業内容、工事の進捗状況などを協議していきます。放射線はじめ他にも環境面での対策については、地域の代表の方々と協議を重ねたうえで実施をしていくということになります。

さらに、放射線のところがみなさん一番ご不安だということで、弊社の産業

団地の区画の入口ゲート付近にモニタリングポストを現在設置しているところ
です。

その他、自社で測定したり、第三者機関で分析いただいたものについては、
ホームページや掲示板を使って情報公開をしていくという方針でございます。
そこでまた、ご意見ご要望があれば協議会^(注)を開いて協議をしていき、
情報は極力公開をしていく方向で考えております。

会長

安全安心対策は第1回目の本協議会から今日まで長く協議されている事項
であり、それをクリアしながら進めているというのが現状であります。法的に
問題があるわけではありませんが、住民感情として不安が残る部分はあると
思います。反対の方々は最後まで納得するということはないかもしれません。
地区の協議会^(注)が設置されて、発電所の近くの方々はその協議会^(注)におい
てデータを公表してもらいながら協議を行うこととなります。気持ちの問題
になるかもしれません。

C委員
(農林業団体)

私もだいたい来る前にそのように考えており、このような対応をした方が
よいのではないかと考えていたことは、今お聞かせいただいた説明とほぼ同
じになります。これを継続して外部に公表することが重要です。内部で実際や
っていると云っても、外部に公表しないのでは意味がありません。なるべく見
える化して公表していただくのが一番だと思います。農家もいまだに検査を
やらないと出荷できない状況にあります。やはり継続してやり続けてほしい
です。

会長

今の意見については、田村バイオマスエナジー様に改めて要望したいと思
います。よろしくお願いします。

ほかにご意見ございませんか。

D委員
(協議会・必要
と認める者)

私も協議会への参加が初めてになります。排熱を利用したうなぎの養殖場
が説明されましたが、それ以外の利用、例えば電源利用についても、プラント
に隣接して施設を造って温水を供給するという方法になりますか。

A委員
(設備整備者)

使用するエネルギーの量にもよりますが、だいたい半径100メートルぐ
らいまでは熱源利用が可能です。我々の区画のほか、隣の区画あたりまでがタ
ーゲットになると思います。熱源が届く範囲であれば、産業団地内に限るわけ
ではありません。

D委員
(協議会・必要
と認める者)

発電所のエリアというのがオレンジ色で示されたところになりますか。そ
の中の空いているところに新たな施設を造る可能性もあるということではし
ょうか。設備の費用は利用者が負担するということになりますか。

A委員
(設備整備者)

発電所のエリアはオレンジ色の部分になります。うなぎの施設も入ります。
空いている西側スペースを活用する場合があります。設備の費用を含めてニ
ューフロンティア株式会社様と協議中でございますが、補助事業等を活用さ
せていただきながら進めていければよいと考えております。

E 委員 (田村市職員)	排熱の利用は排温水の供給ということになりますか。
A 委員 (設備整備者)	そのようになります。
会長	これは創業するための条件になります。地域の方々に排熱を利用してもらい、地域活性化のために、特に1社以上の企業に排熱利用をしてもらうというのが条件でした。今後も何社か利用を申し出てくる可能性はあります。
F 委員 (設備整備者)	以前、お話がありましたのは花の栽培、きのこの栽培などでした。具体化はしませんでした。今後もそういった話があれば検討をしていきます。
B 委員 (田村市職員)	飯舘村にも同じような計画があります。木質バイオマスであればチップ材や木材を県内から確保するようになると思いますが、供給体制について問題はありませんか。
F 委員 (設備整備者)	供給体制については確保ができております。ただ、ご指摘がありましたように、飯舘村や小野町に同じような発電施設ができるというお話があります。 今後のことなので明確にはわかりませんが、いずれにしても私どもは供給業者様と信頼関係を築いていきます。私どもの事業は20年、30年と、未来永劫続くと思っていますので、信頼関係を盤石なものとしていきたいと考えております。
会長	原材料のチップの割合はどのぐらいになりそうですか。
F 委員 (設備整備者)	チップの割合は100%になります。
会長	ほかにご意見はございませんか。 無ければ、事務局から説明がありました内容、皆さまのご協議の内容、等々ふまえてご報告のとおりご了承いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
会長	異議なしとのことですので、ただいま協議した内容についてはご了承いただいたものといたします。
会長	(2) その他 次に(2) その他ですが、皆さまからご意見はございませんか。

G委員 (農林業団体)	本日の委員名簿を見たところ、大越地区関係住民の会長以下の方々が参加されていないようですが、何かあったのでしょうか。参考までにお聞きします。
事務局	事務局からご説明いたします。今回、大越地区の行政区長の方々（会長、副会長、白山、中部、南部、東部）には、皆さまと同じようにご通知はさせていただきます。しかし、みなさまお勤めの都合等があるということで、欠席のご報告があったところです。おそらく、お勤めが主な理由であると推測いたします。
事務局	補足させていただきます。大越地区の6名の区長様方が欠席ですので、本日の協議内容につきまして、後日それぞれに説明をさせていただく予定です。
会長	そのほかご意見ございますか。なければ「その他」について終了させていただきます。
委員	<意見等なし>
会長	以上で議事を終了します。ありがとうございました。
	<議長降壇>
	6. その他
事務局	ありがとうございました。 続きまして「6. その他」になります。事務局より説明いたします。
事務局	【説明要旨】 事務局より、3点ございます。 <ul style="list-style-type: none"> ・1点目は、今後の協議会の開催についてです。協議会の初期の目的はほぼ達成されていることから、当面は協議事項がない限り協議会を開催する予定はありません。 ・2点目は、本日出席の方々の委員謝金及び費用弁償についてですが、口座振替依頼書にご記入いただきました口座に、後日、お支払いいたします。田村市職員、福島県職員、JA職員のみなさまにおかれましては、職務上の会議ということもあり、委員謝金及び費用弁償はございませんのでご了承をお願いいたします。 ・3点目は、本日の協議会の議事録を市ホームページへ掲載することについてであります。協議会要綱第8条の規定により、議事録を公開することとされておりますので、みなさまのご理解とご了承をお願いいたします。
事務局	この件に関して、またそれ以外の件でも結構ですが、皆さまから何かございますでしょうか。
委員等	<意見等なし>

事務局

7. 閉会

閉会を宣言。

以上

(注)

木質バイオマス発電事業に対し、地域の代表者等が参画し、安全性の確認や住民意見を反映させるために設備整備事業者が設置する協議会

※市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会とは異なる